

土木委員会会議記録（第1号）

令和6年 6月27日

福島県議会

1 日時

令和6年 6月27日（木曜）

午前 10時59分 開会

午後 0時 散会

2 場所

土木委員会室

3 会議に付した事件

別添「議案付託表」のとおり

4 出席委員

委員長 佐藤 義憲

副委員長 佐々木 恵寿

委員 瓜生 信一郎

委員 安部 泰男

委員 矢吹 貢一

委員 先崎 温容

委員 三瓶 正栄

委員 山口 洋太

委員 吉田 誠

委員 石井 信夫

5 議事の経過概要

（午前 10時59分 開会）

佐藤義憲委員長

ただいま出席委員が定足数に達しているので、これより土木委員会を開会する。

初めに、会議録署名委員の指名については、委員長指名で異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤義憲委員長

異議ないと認め、矢吹貢一委員、三瓶正栄委員を指名する。

今回、本委員会に付託された案件は、知事提出議案第1号のうち本委員会所管分外4件である。

また、「陳情一覧表」を手元に配付している。

続いて、審査日程については、手元に配付の審査日程（案）のとおり進めたいと思うが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤義憲委員長

異議ないと認め、そのように進める。

この際、本委員会の担当書記に異動があったため紹介する。

議事課岩本主事である。

政務調査課吉田副主査である。

続いて、先般の人事異動により執行部側に異動があったため新任者を紹介願う。

（部参事以上の新任者は自己紹介。その他の新任者は政策監または各次長より紹介）

佐藤義憲委員長

以上で紹介を終わる。

これより、議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第1号のうち本委員会所管分外4件を一括議題とする。

直ちに、土木部長の説明を求める。

土木部長

（別紙「6月県議会定例会土木委員会土木部長説明要旨」により説明）

佐藤義憲委員長

続いて、土木総務課長の説明を求める。

なお、各説明者に述べるが、議案の説明において、工期、契約方法及び契約の相手方は手元の議案説明資料にて確認するので、特に必要な場合を除き省略願う。

土木総務課長

（別紙「議案説明資料」により説明）

佐藤義憲委員長

続いて、道路管理課長の説明を求める。

道路管理課長

（別紙「議案説明資料」により説明）

佐藤義憲委員長

続いて、建築住宅課長の説明を求める。

建築住宅課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

佐藤義憲委員長

以上で説明が終わったので、これより議案に対する質疑に入る。

質疑のある方は発言願う。

山口洋太委員

土35ページの議案第24号、民事調停の申立てについてであるが、12月定例会で議決された申立ての対象者も含め、それぞれの家庭環境や収入などを考慮すると、生活困窮者かそれに近い状態であり、家賃の支払いは困難だと思った。そのような者は、地域の自立相談支援機関で住居確保給付金や自立支援などの相談ができる。今回のケースについて自立相談支援機関に問い合わせると、預貯金額によっては支援の対象となる可能性があり、少なくとも低所得世帯臨時特別給付金を受給できるとの回答であった。

生活困窮者に対して家賃の支払いを求める場合、同時に福祉的な支援の手を差し伸べるのが非常に重要だと思う。国土交通省も、家賃滞納が生じた場合は入居者の収入や詳細な事情を十分に把握し、滞納が生活困窮に起因する場合は福祉部局と連携し支援することを要求しているが、出先事務所の担当課では福祉サービスの利用の有無を把握していないと聞いている。本人に連絡して事情を把握するしかないが、担当課が25回の架電及び7回の戸別訪問を行っても本人に会えていない。私も、12月定例会で議決された申立ての対象者を含め何度か訪問したが会えなかった。

家賃の支払いが困難な者と連絡が取れない場合には、福祉部局との密な連携や情報共有が必要だと思うが、どうか。

建築住宅課長

県としても、家賃の支払いが困難な者への福祉的アプローチは非常に重要だと考えている。家賃の滞納期間がなるべく短い段階で本人へ連絡し面談を行い、本人の置かれている状況を丁寧に聞きながら納付指導等を行うが、相手と連絡が取れない場合は対応が困難になる。福祉サービスの利用有無も個人情報であるため、市から情報提供してもらえない場合があるが、なるべく福祉部局から情報を得ながら連携

していきたいと考えている。

山口洋太委員

今回の件も、本人の同居家族のケアマネージャーを通して何とか会おうとしているため非常に評価している。それが通常の方法ではないとしても、本人と連絡を取る努力を続けてほしい。

また、本人との連絡や調停の場で接触できた際は、ぜひ福祉的支援についても伝えてほしいと思うが、よいか。

建築住宅課長

今後もそのように進めていきたい。

吉田誠委員

土2ページの都市計画総務事業費について、宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に係る監視員制度を設けるとのことであるが、何名程度の監視員が何日程度活動するものとして予算を1,200万円余り積算したのか。

都市計画課長

盛土監視員の人数について、中核市であるいわき市は独自に区域を指定して規制するため、いわき市のみを所管するいわき建設事務所を除く7建設事務所に各1名の盛土監視員を配置する。盛土監視員には会計年度任用職員を採用し、週に4日、無許可で盛土が行われていないか建設事務所管内を巡視するほか、既に届出や許可を受けている盛土についても、届出どおりの工事が行われているか監視する。また、住民等から不法または危険な盛土の通報があった場合は、現場に赴き状況を把握する。

吉田誠委員

地域により土地の形状や面積など随分違いがあると思うが、それも考慮した上で各事務所1名と判断したのか。

都市計画課長

9月から県全域で盛土規制区域が指定されるため、まずは各地域に最低1名の盛土監視員を配置すべく予算を要求した。実際に運用し不都合がある場合は、再度人数等を検討していきたい。

佐藤義憲委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤義憲委員長

なければ、以上で議案に対する質疑を終結し、これより一般的事項に対する質問に入る。質問があれば発言願う。

三瓶正栄委員

執行部が新体制になり初めての委員会であるので、幾つか質問する。

まずコンプライアンスについて、不祥事根絶に向けて全庁的に取り組んでいると思うが、残念なことに会津大学への派遣職員が5月13日に逮捕された。綱紀肅正や不祥事根絶について全職員に浸透せず大変反省しているとの会津大学の記者会見が、新聞等で報道されていた。

土木部においてはそのようなことがないようにしっかりコンプライアンスに取り組んでほしいが、どうか。

土木総務課長

土木部においては昨年度、残念ながら職員が逮捕される事案があり、大変重く受け止めている。利害関係者との関係など、コンプライアンスのさらなる徹底を図るとともに、システム面での再発防止に努めている。具体的には、職員研修や個別面談、服務規律についての定期的な注意喚起、不祥事が本人や家族に及ぼす社会的、経済的影響を具体的にまとめたリーフレットの配付など、コンプライアンスマニュアル等に基づく取組によって職員個人の意識醸成に取り組んでいる。引き続き、職員全員に浸透するよう取り組んでいきたい。

三瓶正栄委員

このようなことがないように、今後もしっかり取り組むよう要望する。

関連して、土木部では数多くの入札契約事務を執行しているが、入札契約に関する不祥事は絶対に起こしてはならない。そのためには、職員の意識改革だけでなく、容易に不祥事を起こせない環境形成が重要だと思うが、入札契約に関する不祥事防止に向けた土木部の取組について聞く。

土木総務課長

工事請負契約において、契約後に積算誤りが判明し落札者が入れ替わる事案が発生した。契約相手方には経緯の説明と謝罪を行い、了解を得て契約を解除したが、改めて部内各所属に対し、再発防止の徹底、適切な入札事務の実施について通知し

たところである。また、出先機関の長会議をはじめ各種会議において入札不調等の事例を示すとともに、そのような事案が発生する都度、事案を共有するよう各所属に通知しており、今後も再発防止にしっかり取り組んでいきたい。

三瓶正栄委員

引き続き、報告、連絡、相談を徹底して再発防止に努めてほしい。

自然災害に対する取組について、これからは豪雨災害への備えが非常に重要な時期であり、土木部として豪雨災害から県民の安全・安心を確保していくことが本当に重要な課題である。道路、河川などの公共施設の適切な管理や避難所開設、ハザードマップの作成・公開などは所管する自治体の仕事であり、各自治体と連携を密にして適時適切な災害情報を住民に届けることが大切だと思うが、県民の安全・安心をどのように確保していくのか。

土木企画課長

雨量や河川の水位、土砂災害の危険性をウェブ上で知らせるシステムを整備しているほか、住民が危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラをウェブ上で閲覧できるようにしている。

三瓶正栄委員

引き続き、しっかり対応してほしい。

昨年の12月定例会における委員会でも質問したが、工事現場における事故発生件数について、令和5年度とその後の発生件数を比較した増減を聞く。

技術管理課長

土木部発注工事では、令和5年度は全体で155件の事故が発生している。労働災害と物損事故等の公衆災害に大きく分類され、5年度は労働災害が64件、公衆災害が57件である。6年度については、5月末時点では昨年度と比較し急増している状況ではない。

三瓶正栄委員

私は増減を聞いているが、急増している状況ではないとはどういう意味か。

技術管理課長

令和5年度5月末時点の労働災害、公衆災害は合計6件だったのに対し、6年度5月末時点では合計12件発生している。先ほど急増している状況ではないと答弁したが、5月末時点で見ると、昨年度に比べ倍増している。

三瓶正栄委員

現場での事故は1件でも多く防止しなければならないと思う。墜落・転落災害、建設重機災害、崩壊・倒壊災害は3大災害と言われているが、どのような事故が多いのか。

技術管理課長

土木部発注工事において事故が発生すると、当該工事を所管する建設事務所から技術管理課に状況が報告されるが、墜落や機械に挟まる事故が多く、他の現場と同じ傾向である。事故防止対策として、年度当初に各建設事務所が前年度の状況を踏まえた安全対策計画を立て、福島労働局と連携しながら現場のパトロールなどを行っている。

三瓶正栄委員

何よりも安全が大事である。関係機関と連携しながら事故を1件でも多く防ぐよう、引き続きしっかり対応願う。

最後に、県管理道路に関する6月25日の一般質問に対して、トンネル4か所、自動車専用道路2路線において24時間体制で監視するとの答弁があった。復興事業として、天栄村の国道118号鳳坂トンネル、南相馬市の県道原町川俣線八木沢トンネルが供用開始となっており、川内村でもトンネル整備を進めている。今後も大規模なトンネル整備が進められると予想されるが、どのような規模のトンネルで集中監視を進めていくのか。

道路管理課長

おおむね3km以上の長大なトンネルについては、道路トンネル非常用施設設置基準で監視装置を設置することになっており、現在供用している自動車専用道路2路線でも24時間の監視体制を取っている。今後も復興事業が進み3km以上のトンネルが供用されると見込まれるため、そこも含め1か所に集約して監視する考えである。

三瓶正栄委員

関連して、トンネルや自動車専用道路で災害や事故が発生した場合、建設事務所と集中監視室でどのように役割分担して対応するのか。

道路管理課長

集中監視室のモニターで監視し、異状を発見したら速やかに各建設事務所に連絡を取って対応する。事故対応は従来どおりそれぞれのトンネルや自動車専用道路を

管理している建設事務所で行う。

三瓶正栄委員

引き続き、各建設事務所と連携を密にしながらしっかりと対応してほしい。

先崎温容委員

まず、福島県復興祈念公園について、国とすみ分けをして整備を進めていると思うが、十分連携できているのかを聞く。

次に、阿武隈川上流遊水地群について、矢吹町、玉川村、鏡石町それぞれで国と共に地元と協議しており、地元住民からは県が十分バックアップしてくれていると聞く。一方、国土交通省や農林水産省などがどうもうまく連携できていないのか、地元住民の要望等が伝わっておらず、遅々として整備が進まないとの悩ましい話も聞いている。特に、玉川村と鏡石町は戸数が多く、その上流部である矢吹町から用地買収を進めていかなければならないが、その辺りの進捗を聞く。

さらに、国の土砂災害防止対策基本指針に基づき、土砂災害警戒区域等の早期指定を進めているが、各市町村は指定による固定資産評価への影響や地元住民の不安への対応を懸念している。しかし、工事を行うには予算確保の問題があり簡単に着手できないため、土中センサーなどの緊急時に人命を守ることができるシステムの設置や、危機管理部が所管する防災アプリとの連携を図るなど、地元住民や市町村と連携し、安全・安心を醸成していくための取組をできる範囲で同時並行で進めていかなければならないと思うが、どうか。

まちづくり推進課長

福島県復興祈念公園内に整備する国営追悼・祈念施設（仮称）は、国が設置する中核施設として平成29年9月に閣議決定された。施設配置計画では、震災を経験した人々の思いを集め、復興への希望を発信する場となるよう献花広場等を整備することとしており、去る4月23日に建築工事安全祈願祭を行い工事に着手した。今後は県と国がしっかりと連携しながら、令和7年度末の開園を目標に整備を進めていきたい。

土木企画課長

阿武隈川上流遊水地群であるが、350haにわたる広大な敷地を事業用地とする大規模な事業である。これまでに4回の用地説明会等に取り組み、用地取得率は少しずつ上昇しており、既に約24%の土地を買収した。残る用地の大部分が農地であり、

農林水産省の関与が非常に大きいことから、年明けに東北地方整備局と東北農政局で連携会議を立ち上げた。今後は農地補償に関する様々な課題について議論を進めていく。

砂防課長

1点目に、土砂災害警戒区域等の指定により固定資産評価が下がるなどの地元住民の不安についてであるが、市町村と連携しながら具体的な不安を把握し情報提供を行うなど、不安解消に努めていきたい。

2点目に、土中センサー等については今後研究していきたい。

3点目に、危機管理部が所管する防災アプリとの連携についてであるが、土砂災害警戒区域の指定情報は既に防災アプリに掲載されている。今後指定する区域も防災アプリに掲載予定であり、引き続き部局連携を進めていきたい。

先崎温容委員

答弁のあった建築工事安全祈願祭について、議長や土木委員長、地元の県議などへの案内はあったか。

まちづくり推進課長

建築工事安全祈願祭は、国ではなく工事受注者である施工業者の主催であり、県に対しては相双建設事務所長に依頼があり出席した。

先崎温容委員

施工業者主催とのことであるが、国営追悼・祈念施設（仮称）は、本県が13年かけてたどり着いた東日本大震災からの復興を象徴する施設であり、我々も長年携わってきた。招かれなかった云々の話ではないが、そもそもそこが前提として違うと思う。土木部を責めるわけではないが、誰のための復興なのかという点ははずれないようにすべきとの意見を述べておく。

阿武隈川上流遊水地群は委員会の県内調査で視察したが、用地買収せざるを得ない状況の中で、国は公共用地の取得に関する特別措置法ではなく通常の土地収用法で対応するスタンスである。地元住民の思いを十分に伝えられることが大事だと思うので、関係する農林水産部を含め土木部においても、住民の思いをしっかりとプッシュするよう要望しておく。

防災アプリについて、土砂災害警戒区域が掲載されていることは重々承知しているが、市町村単位で避難情報を出しても具体的にどこが危険か分からないため、住

民にピンポイントで危険が伝わるよう、行政区や自治会単位で避難情報を出せるよう今後の対応を求めたい。

最後に、12年越しで4月に開通した県道吉間田滝根線について、地元住民はいつ小野インターチェンジの通行止めが解除されるのか気になっているが、解除の見通しについて聞く。

道路整備課長

現在、専門家からの助言をもらい様々な角度から段差の原因を分析中であり、通行止め解除の見通しを示せる段階ではない。今後、学識経験者等から成る委員会に原因究明及び対策工法を諮っていきたい。

先崎温容委員

新しい道路ができると交流人口や交通量等が増えて既存の道路が傷むことがあるが、各土木事務所単位で知恵を出して維持補修してもらっている。土木部においては、現場がしっかりと県民の安全を確保できるよう、特に道路関係を含めた維持補修費を捻出するよう要望する。

吉田誠委員

再び盛土の質問であるが、盛土規制法に基づく県の取組と西郷村が制定した独自の条例との整合について聞く。

都市計画課長

西郷村では、4月から西郷村土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例を施行しており、また、3月26日には盛土規制法による規制を開始している。

まず、規制に係る面積の要件について、盛土規制法による特定盛土等規制区域は3,000㎡超の盛土が規制の対象であるが、西郷村の条例では500㎡超でよりきめ細かく規制できるため、うまく連携させながら規制していく必要がある。

また、西郷村の条例では切土の規制ができないが、盛土規制法は切土と盛土が規制の対象である。一定程度の高さの切土や盛土が生じた場合、盛土規制法でしっかり規制できると認識している。

吉田誠委員

今定例会の代表質問に対する答弁で、盛土の形状について「県独自の基準」とのワードが出てきたと思うが、示せる範囲で説明願う。

都市計画課長

盛土をした場合にできるのり面に、一定程度の高さごとに小段という少し水平な面を設け、さらにそこから盛土を立ち上げるような造りになっており、県では独自に小段の幅を設定した。

吉田誠委員

浜通りと中通りを結ぶ県道いわき石川線について、古殿町内の長光地工区の用地交渉が随分大変だった記憶があり、苦慮しているとの話も聞いていた。今般動きがあったと聞いているが、現状と今年度の見込みを聞く。

道路整備課長

県道いわき石川線長光地工区については、今年度も引き続き用地交渉を継続している。あわせて、用地取得に必要となる道路整備に伴う騒音などの環境調査を実施している。引き続き用地交渉をしっかり重ね、早期に工事に着手できるよう丁寧に対応していきたい。

吉田誠委員

地権者からも少し聞いていたが、双方に不利益が出ることなく、地元のためになるよう対応願う。

佐藤義憲委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤義憲委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

本日は、以上で委員会を終わる。

明6月28日は現地調査を行うので、委員は作業服を着用の上、午前8時45分までに本庁舎東玄関に参集願う。

7月2日は午前11時より委員会を開く。

審査日程は、議案の採決についてである。

これをもって散会する。

(午後 0時 散会)